

第3回農業技能実習事業協議会  
(議事要旨)

日時：令和2年1月30日(木) 10時30分～11時50分

場所：農林水産省 経営局第5会議室

出席者：

1. 構成員

【監理団体・実習実施者の関係者】

公益社団法人 日本農業法人協会 参事 中澤 秀樹

全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部 営農担い手支援課 課長 中村 義則

一般社団法人 全国農業会議所 農政・経営対策部 部長 砂田 嘉彦

【事業所管省庁】

農林水産省 生産局 園芸作物課 野菜調整官 山本 隆司

農林水産省 経営局 就農・女性課 課長 横田 美香

(※農林水産省生産局畜産部畜産企画課は当日欠席)

2. オブザーバー

【制度所管省庁】

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 補佐官 梅原 義裕

厚生労働省 人材開発統括官付

海外人材育成担当参事官室 技能実習監理官 平岡 宏一

外国人技能実習機構 監理団体部 指導課長 上条 訓之

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 国際基準専門官 重見 鉄平 ※

※今回に限りオブザーバーとして出席

議事要旨：

農林水産省より以下の旨のあいさつがあった。

- ・農業分野について、技能実習生は非常に増えているところであるが、特に不正行為や不法就労など不適切な事例が農業分野でも多く、重く受け止めないといけないところ。
- ・協議会の場を活用して、現場への周知方法や制度の改正についてもキャッチアップをして、対策を進めていくことが出来ればと考える。

## 1. 外国人技能実習制度の現状及び課題等

### (1) 外国人技能実習制度の現状及び課題等について

○厚生労働省から技能実習の職種のあり方に関する検討チームについて（資料1）説明があった。

- ・ヒアリングの結果を受けた基本的な対応内容は3つである。1つ目は実施が可能であっても現場で知られていなかったことから、わかりやすく周知を行っていく。2つ目は現行の要件がわかりにくいものについては明確化の上、周知する。3つ目は制度の見直しが必要なものについては制度の今後の検討に向けての課題として整理する。
- ・具体的に、ワイナリー（法人）と契約栽培農家（法人）を「密接な関係を有する複数法人」として取り扱う要件については、例えば、契約栽培農家の売り上げの大半がワイナリーとの契約、長年契約関係が続いている、共同で事業を行っている等である。
- ・職種の審査基準の関連業務・周辺業務は例示であるため、例えば、同じ事業所で働く日本人が行っている業務であること等を記載した理由書を提出することで関連業務・周辺業務として認められることがある。
- ・天候不順等のやむを得ない事由により必須業務が2分の1以上出来なかった場合は、技能実習日誌等にどのような理由で必須業務を実施できなかったかを記載して保存しておくことが重要である。
- ・御説明した詳細は外国人技能実習機構のHPの「よくある御質問」を御覧いただきたい。

○出入国在留管理庁在留管理課から不正行為（資料2）、技能実習法施行規則の一部改正（資料3）、失踪問題（資料4）、不法就労防止（資料5）について説明があった。

（資料2関係）

- ・現在、技能実習に関する不正行為は平成29年11月に施行された技能実習法（いわゆる新制度）に基づき処罰が行われるが、施行以前は入管法に規定された不正行為として処理をしていた。資料2はその入管法（いわゆる旧制度）の適用を受ける不正行為について取りまとめたものである。
- ・新制度においても、旧制度と同様に賃金未払いや、長時間労働の問題が多い傾向にある。

(資料3関係)

- ・1年以内に1人でも行方不明者が発生した場合、責めに帰す事由があれば1年間実習生の受入れを停止させることとする。
- ・賃金については原則口座振り込みとする。それ以外の場合は、検査等を行った場合に、賃金が支払ったことがわかるように書面を残すようにすること。

(資料4関係)

- ・受入れ人数に対して失踪率が高い監理団体、実習実施者に対しては調査を行い、問題があると認められた場合、新規受入停止の措置をとる。
- ・失踪実習生を雇用する企業については、積極的に告発、公表を行っていく。

(資料5関係)

- ・不法就労は入管法違反となり罰則があるので、外国人を雇用する際は必ず在留カードを確認してほしい。
- ・在留カードを確認する際は、就労制限の有無や資格外活動許可欄を確認すること。また、在留カード番号の失効についてHPで確認することができる。ただし、実在するカード番号を利用した偽造カードの場合もあるので、「偽変造防止のポイント」も確認すること。
- ・それでも精巧な偽造カードがあるので、在留カードのICチップを読み取ってカードの記載事項とチップ内の情報が正しいかを確認できるアプリを開発中。

○外国人技能実習機構からは別途配布した「外国人技能実習機構が行う実地検査について」「技能実習生安全衛生対策マニュアル」について報告があった。

- ・機構では、実地検査により認定計画とおり実習がされているか確認しているが、実地検査について知られていないことに加え、そもそも機構自体を知らないケースがあることから、リーフレットを配布し、周知しているところ。
- ・また、農業での実習中の事故が多発していることから、実地検査を行った際等に「安全衛生対策マニュアル」も併せて配布している。
- ・機構では3年に1回検査をすることとし、現在総力を挙げて行っているが、農家の方が実地検査のことを知らないことがあるので、ご協力いただくようお願いしたい。また、農業の場合、個人で受け入れていることが多いので、会議室等を借りて集団で検査を行うこともある。これについてもご協力いただきたい。

## (2) 農業関係技能実習の運用状況等について

全国農業会議所から資料6について説明があった。また、各団体から課題や要望等について報告があった。

### 全国農業会議所

- ・31年度については12月末時点の数字となるが、すでに昨年度と同等の受験者がいるため、今年度は昨年度に比べて2割程多くなると考える。
- ・実習実施者と監理団体の数についても年々増加している状況。

### 全国農業協同組合中央会

- ・新制度になってから事務手続きの負担が増えている。収支等が合わず監理団体を辞めたいと思っているJAもあるが、農家からの信頼があることから、赤字であっても継続せざるを得ない状況。
- ・冬期間の実習場所の確保が課題であると長野、群馬、東北地方から挙げられている。
- ・監理団体を行っている農協は100弱あるが、そうでないところは民間の監理団体を活用。民間を活用する場合、どのような監理団体を活用すればいいかわからず不安感があるとの声も。

### 日本農業法人協会

- ・申請の都度、優良適合申請書を提出しているが、年度当初だけ提出するなどにするなど合理化してほしい。
- ・新たに実習実施者となった農業者が優良実施者となるには専門級・上級の合格者が大きなポイントとなることとなるが、2020年10月までは直近過去3年間の合格者数で見ることとなっている。その期間を延長してほしい。
- ・申請から認定までの期間が早くなり、早い事務所だと1週間で認定が下りる。一方で、事務所によっては申請してから1か月後に問い合わせがある場合もある。
- ・人数枠があるため、それを超えないように1号実習者を受け入れるには、受入れ日程をずらす必要があり、気付けば農繁期に入っていることもある。すでにいる1号実習者が2号への移行の認可が下りている場合は、人数枠を超えて1号実習者の新規受入れを認める運用にしてほしい。
- ・予定よりも早く初級や専門級の試験に合格した場合の運用を柔軟に出来るようにしてほしい。
- ・3号への移行が増えている中で、年金の脱退一時金の支給額は36か月分が上限となっている。運用上、3号移行時の一時帰国の際に一時金受取りの手続きを行い、再入国の際に再び年金へ加入しているが、その手続きが煩雑であるため、上限期間を60ヶ月にするなどにしてほしい。

- ・受入れから短期間で失踪するケースが増えているが、SNS上での噂しがあるようである。外国人側へも失踪を防ぐ対策を講じるべき。
- ・住居の家賃の目安となるガイドラインがあるとよい。また、耐用年数や建築時や補修費の見積もりなどが申請時に求められるが、これも簡略化できないか。

## 2. その他

農林水産省消費・安全局植物衛生課から国際植物防疫2020年（資料8）について説明があった。

- ・持ち込めない果物・野菜を持ってきてしまうケースが年に数万件あるが、その多くが中国、ベトナム、タイからの持ち込み。その中に技能実習生の持ち込みも多いと思われる。
- ・農林水産省として、国際植物防疫2020年オフィシャルサポーター制度を設け、認定した企業等にHPやSNS等で植物防疫に関する周知を行っていただく予定。
- ・技能実習生にも可能な範囲で持ち込み禁止品に関する周知や研修を行いたい。
- ・サポート制度に限らず、植物防疫に関して周知を行っていきたいので、関係団体の方にも周知について検討いただきたい。

最後に農林水産省経営局就農・女性課より資料9から資料11について報告があった。なお、「農業技能実習事業協議会運営要領（農業技能実習事業協議会決定第1号）」の一部を改正すること（資料11）について、特段異論はなく、協議は調った。

以上